

4.11 情報活用能力の育成と学習活動支援

<情報活用能力（情報リテラシー）の育成について>

- ① デジタル・ネットワーク社会の進展に伴って、図書館サービスとして、利用者が情報にたどり着くための技術である情報リテラシー教育が重要になってくる。
- ② 「図書館利用支援ガイドライン 図書館利用教育ガイドラインー公共図書館版」（日本図書館協会利用教育委員会 1999）では、図書館利用支援とは、「すべての利用者が自立して図書館を含む情報環境を効果的・効率的に活用できるようにするために、体系的・組織的に行われる図書館サービス」と定義されている。公共図書館としては、情報探索に不慣れであったり、自宅でインターネットを使える環境になかったりする利用者に対して、特に配慮が必要である。

<学習活動支援について>

- ① 図書館でのグループ学習ができる場の提供と学習活動のための資料、情報提供サービス実施が望まれる。
- ② 誰もがこうした教育の機会を得られるよう、コンピュータやインターネット等が利用できる場を整備し、多くのコンテンツの中からその人にふさわしい教材を提供することが期待されている。
- ③ 講義等の無料配信として、地域文化、地域産業、さらに産業振興のための情報を SNS 等で広報し、動画配信することで、図書館へ来館しなくても情報を得ることができるサービスとなり、そうした、無料の学習活動支援の方法検討も必要であろう。



<情報活用能力（情報リテラシー）の育成の展開について>

- ① 図書館の利用方法を学べるイベントとして、館内見学や資料の探し方などの「図書館探検」があり、本市でも主に児童を対象に実施している。音声ガイドの館内ツアーや、動画によるバーチャルツアーの配信なども考えられる。
- ② 情報活用能力を高めるイベントとして講座や講演会の開催があり、主にオンラインデータベースの活用を目的に実施している。さらに広いテーマでの企画を行うためには、十分な台数の情報機器やICT環境の整備が必須である。
- ③ レファレンス事例やリンク集の公開、パスファインダーの整備等による間接的な情報活用能力支援も継続していく必要がある。
- ④ パソコンや、インターネット環境が自宅にない、または、情報へのアクセスに慣れていないいわゆる情報弱者へ、情報通信の利用啓発、情報リテラシーの向上を図るとともに、ICT環境の更なる充実や、市民の利用教育の向上が望まれる。
- ⑤ 情報活用能力を高めるイベント等には、コンピュータ操作や、情報検索等にスキルを持つボランティアとの連携も望まれる。

<学習活動支援の展開について>

- ① ラーニングコモンズは、図書館でのグループ学習ができるスペース提供と学習活動のための資料、情報提供サービスを実施するサービス形態であり、生涯学習社会にあって、こうした場の提供は、地域コミュニティに貢献するサービスとして望まれており、検討が必要である。
- ② 大学図書館では、電子ジャーナルや、論文の複写サービスなど、研究活動に必要な機能を備えている。こうした、研究活動は、公共図書館の資料群では、すべての分野ではないが、限界がある。大学生以外の市民が、十分な研究活動を個人、あるいはグループで行うためには、大学図書館と公共図書館がそれぞれのサービスを補完する形の連携を図ることが望まれる。

4.12 医療・健康情報サービス

<医療・健康情報サービスの社会的背景と必要性について>

- ① コミュニティの抱える課題に、市民の健康問題があげられる。
- ② がん対策が遅れている日本にとって、特に情報弱者が健康・医療情報を得ることは、喫緊の課題とされている。
- ③ 日本人の死因で、最も多いがん（国民の2人に1人が、がんに罹患し、3人に1人が、がんで死亡）にもかかわらず、がん予防・早期発見に関わる「がん検診受診者数」の年間推移をみてもかなり低い受診率である。
- ④ 日本においては、ようやく「がん対策基本法」が、2006年に制定され、2012年に、厚生労働省から「がん対策推進基本計画」（2012年6月）が2016年までの計画として出されている。堺市においては、「堺市がん対策推進条例」（2012年9月27日：条例第48号）を制定した。
- ⑤ がん情報提供について、堺市立図書館では、西図書館において、健康情報コーナーを設置し取り組んでいるが、さらに、医療・健康情報サービス及びがん情報サービスについての取り組みが必要である。



＜医療・健康情報サービスの展開について＞

- ① 鳳保健文化センター内の西図書館が、健康情報コーナー、闘病記コーナーを設置し、健康・医療関係のパンフレットなどの情報を提供している。
- ② メディカルリテラシーとして、最新の治療情報・論文は、米国国立医学図書館“U.S. National Library of Medicine)”のPubMed から得ることができる（すべて英語である）。こうした情報も、図書館のインターネット閲覧端末から、プリントアウト（併せて翻訳サービス）して活用できる。
- ③ 2014年の科学技術振興機構（JST: Japan Science and Technology Agency）企画募集事業で、「継続的なワークショップ運営による情報弱者向けがん情報ツールの作成と普及」が選ばれ、この連携事業に、堺市と逗子市が選ばれ、情報弱者へのがん情報提供が最も重要な課題としている。今後の成果を堺市のサービスに還元する必要がある。
- ④ 堺市立図書館では、図書館を一つの窓口として、インターネットの活用も含めて、健康・医療情報の最新情報を提供していくとともに、健康・医療の関連部局、関係機関と連携した講座開催や、がん医療の相談窓口の開設なども考えていく必要がある。
- ⑤ 医療・健康情報サービスの「闘病記コーナー」などの取り組みを市民に広報し、利用促進を図ることが望ましい。

4.13 情報サービス

＜情報サービスについて＞

- ① 情報サービスとは、ある特定の情報を求める利用者に、適切な情報を探し出せるように援助するサービスである。最も一般的なのがレファレンスサービスであり、例えば、堺市立図書館でその情報が得られない場合、その情報を得られる他の機関を紹介するレフェラルサービス※も含まれる。
- ② レファレンスサービスとして、図書館資料やインターネット情報等を使用したり、また、レフェラルサービスとして、他の機関を紹介したりすることで、利用者の課題解決を行っている。
- ③ レファレンスサービスは、平成19年度から7年間で確実に伸びてきている。基本的なこの課題解決サービスについては、専門のカウンター（窓口）があり、専門的知識と技術を持つ司書を常にレファレンスカウンターに配置し、市民からの調査相談に応じる必要がある。

※ レフェラルサービス

利用者からの情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関に照会して情報を入手し、提供するサービス。また、そうした専門家や専門機関を利用者に紹介するサービス。



＜情報サービスの展開について＞

- ① 図書館職員は図書館資料、インターネット、オンラインデータベース等における情報探索に精通している必要がある。
- ② 来館が困難な利用者については、E-レファレンスサービスを継続していくことが望ましい。また、今後は、チャットやテレビ電話などを利用したリアルタイムサービスの提供も検討を要する。
- ③ 間接的なレファレンスサービスとして、事例の積み重ねによるデータベースの構築とパスファインダーの作成、ホームページの公開時にオープンデータ化を行うことで、2次利用の促進も期待できる。
- ④ 職員はレファレンスサービスの内容について分析し、そのサービス向上を図る必要がある。
- ⑤ 図書館情報システム、ホームページを利用した情報サービスの一つに、カレントアウェアネスサービス※¹がある。カレントアウェアネスサービスには2種類あり、コンテンツサービス※²とSDI（Selective Dissemination of Information）※³とがあるが、現在の図書館情報システムでは、すでにSDIは実施している。特定分野を集めた、目次情報の速報などが閲覧できるコンテンツサービスも、実施することが望ましい。

※1 カレントアウェアネスサービス

利用者の関心のある特定主題について、新着目録、目次情報などを提供するサービス

※2 コンテンツサービス

コンテンツサービスは、特定の主題分野の雑誌の目次をコピーして編集し、目次速報誌の形で提供する方法と、利用者の求めに応じて必要なタイトルの新刊が到着するたびに目次をコピーして提供する方法がある。

※3 SDI

データベース・サービスにおいて利用者の要望する検索パターンをあらかじめ登録しておき、更新の度ごとにそのパターンに対応する検索結果を配布するサービス方法。図書館で主にされているのはSDIアラートサービスで、あらかじめ登録しておいたキーワードにマッチングした新刊書が受入されたときに、メールでお知らせするサービスである。

5 子どもの読書習慣の形成を図るため、学校及び学校図書館の支援の充実について

＜学校及び学校図書館との連携の社会的背景と必要性について＞

- ① 『これからの図書館像』[※]では、学校との連携・協力について「子どもの読書活動や学習活動を推進する上で学校図書館の活用が進んでいるが、図書館は、こうした学校図書館の活用が進むよう学校図書館への支援を積極的に行う必要がある。」とし、学校訪問や、読み聞かせ、調べ学習の支援、司書教諭・学校司書への研修支援が必要であるとしている。
- ② 2014年3月に「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」が出されている。その中で、学校図書館の機能は、「読書センター機能」「学習センター機能」「情報センター機能」とし、学校司書は、司書教諭と協力して、各機能の向上という役割を担うとされ、また、「学校図書館担当職員は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に進める。」としている。
- ③ 2014年6月27日、学校図書館法が改正され、学校図書館には「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として学校司書の配置の努力義務が明記された。学校司書としての資格のあり方と養成のあり方については、同法附則の検討の中で謳われ、今後の検討事項とされた。こうした動きの中で、学校図書館を活性化するためには、公共図書館の支援が必要である。

※これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして』2006.3



＜学校及び学校図書館の支援の充実について＞

- ① 重要な情報共有、スキルアップの場となる学校司書及び公立図書館の司書との連絡会議の定期的な開催や、学校図書館協議会（SLA）との連携が望まれる。
- ② 堺市立学校園への配送システムによる資料的な支援を継続
- ③ 今後の方向性として、中央図書館がセンター機能としての役割を担うことが望ましい。
- ④ そのシステムとは別に、学校訪問、図書館見学、学校図書館との連絡会は、中央図書館、各区域館で実施し、連携を進めることが望ましい。
- ⑤ 堺市立学校園の教員に対する支援は、学級経営や授業などに役立つ資料・情報提供を学校への物流も含めて進めることが望ましい。
- ⑥ 学校図書館への資料の整理方法や選書支援、蔵書計画（構成）支援が必要である。
- ⑦ 図書館と学校との情報共有については、図書館ホームページ、行政情報ネットワークシステム、教育情報ネットワークシステムを活用し、効率的に情報が伝達できるようにする必要がある。

6 地域の歴史文化資源による情報発信、情報サービスの充実について

＜地域資料の収集・提供・保存についての基本的な考え方＞

- ① 堺市立図書館は、大正5年開館の古い歴史を持ち、特に3大市史に数えられる『堺市史』とその編纂時に収集された『堺市史資料』をはじめとして、堺市立図書館にしかない貴重な地域資料を多く所蔵し、保存している。
- ② 堺市立図書館の地域資料の収集提供については、長年の資料の蓄積と職員のスキルがあり、地域の歴史文化を継承していくために、今後も継続して、収集、提供、保存していくことで、地域のアイデンティティを醸成していくことができる。
- ③ 地域の課題を解決するために、現在の地域社会における様々な情報を積極的に収集することが重要である。

＜地域資料のデジタルアーカイブ構築及び発信の必要性＞

- ① 公立図書館のデジタルアーカイブの現状や、総務省の取組として2012年3月に総務省から「知のデジタルアーカイブ：社会知識インフラの拡充に向けて」が出された。
- ② 堺市の歴史文化を、広く世界に発信するため、資源をデジタル化し、データベース化して、地域資料デジタルアーカイブとして、館内やホームページで公開していくことが望まれる。



＜地域資料の情報発信、情報サービスの展開について＞

- ① 平成24年度には、公益財団法人図書館振興財団の助成を受け、『堺市史』第7巻の全文デジタル化と公開が実施され、平成26年度末現在、堺の地域資料20冊の電子書籍化とホームページ上で公開、貸出ができるようになっており、デジタルアーカイブも開始されている。こうした事業を、さらに発展させていくことが望まれる。
- ② 地域を理解し、地域のアイデンティティを醸成するため、子ども向けの地域資料の情報提供・発信が必要である。
- ③ 堺市は、世界遺産登録をめざす仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群のほか、長い歴史の中で継承されてきた歴史文化資源を有している。さらに、平成27年3月20日には、「さかい利晶の杜（堺市文化観光拠点）」がオープンした。図書館は、こうした文化の継承のため、堺市博物館、さかい利晶の杜など、文化施設と連携した情報提供、情報発信が望まれる。また、これからの堺の未来を担っていく子どもたちや、堺の歴史文化・伝統産業に親しんでいただきたい在住外国人の方などにも、図書館と文化施設との連携によって、地域理解を深めてもらうことが望まれる。